

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護職員処遇改善交付金（仮称）における実施要領（案）等について

介護職員処遇改善交付金（仮称）（以下「交付金」という。）につきましては、平成 21 年 5 月 28 日の全国介護保険担当課長会議において概略をご説明し、管内の介護事業者を対象とする説明会の開催をお願いしていたところです。この説明会用の資料として、今般、次のとおり用意しましたのでお知らせいたします。

なお、交付金事業実施要領（案）については、関係機関と調整の上、7 月中旬を目途に正式に発出することを予定しており、今後の状況により変更がありうることを申し添えます。

- ① 介護職員処遇改善交付金の事務の流れ…事業者側からみた作業手順
- ② 介護職員処遇改善交付金事業実施要領（案）…処遇改善計画や申請書の様式を含む。なお、本文書は、追って送付する「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」の別添の案を予め送付するもの。（位置付けにつき、別紙「今後都道府県へ送付する資料について」参照）
- ③ Q & A

今後、各都道府県におかれましては、7 月から 8 月を目途に事業者説明会を開催していただくとともに、交付金事業の開始に向けた準備作業を進めていただくようお願いいたします。また、説明会におきましては、事業者に対して、処遇改善計画の作成前であっても、今般の交付金の趣旨について介護職員に十分に情報提供を図るよう、周知徹底をお願いいたします。

あわせて、管内市町村に対しても、本件についての情報提供をお願いします。

【照会先】

全般について

介護保険計画課企画法令係

（直通）03-3595-2890（内線）2164

事業実施要領（案）について

介護保険計画課財政第一係

（直通）03-3595-2890（内線）2264

振興課基準第一係

（直通）03-3595-2889（内線）3983

介護職員処遇改善交付金の事務の流れ

1 介護職員処遇改善計画書の作成(法人単位で作成することも可)

- ・ 交付金見込額 ※ 1
- ・ 介護職員賃金改善見込額 ※ 2
- ・ どのような方法で改善するか
(基本給、手当の新設、一時金の新設等)
- ・ 改善期間
- ・ 賃金改善を行う方法を具体的に記入
- ・ 賃金以外の処遇改善の方法
(非正規から正規職員への転換、研修の充実、子育て支援の充実等)

→職員に周知

※ 1 21 年度下半期における介護報酬見込み総額(利用者負担を含む・月額)×サービス毎の交付率

※ 2 処遇改善計画書による改善方法で改善しようとする目標額(交付金見込額を上回る金額を設定※程度は問わない)

2 申請書の作成と添付資料の用意

①申請書(法人単位で作成することも可)

- ・ 法人名、代表者名

②添付書類

- ・ 就業規則(作成義務のある事業所のみ)
- ・ 労働保険加入証明書類

↓

3 都道府県に申請(提出)

↓

4 都道府県より承認の通知

↓

5 10 月のサービス提供

↓

6 12 月末日

「10 月サービス提供分の介護報酬総額(利用者負担を含む)×交付率」の金額が支払われる。
(概算の交付額として支払い)

↓

7 処遇改善分として介護職員に支給(毎月、〇月に 1 度、全額を一時金等支給方法は法人の選択した方法による。)

↓

8 22 年 6 月末日まで

実績報告書の提出

10 月サービス分～22 年 2 月サービス分(5 ヶ月分)に係る交付金の総額の確定……①

22 年 5 月までに支払った給与改善額の確定……②

①>②の場合は残額を都道府県に返還

※精算は、実績報告書の提出時のみ(毎月行う必要はない。)

(別添)

介護職員処遇改善交付金事業実施要領(案)

1 通則

介護職員処遇改善交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、当該都道府県に所在する支給要件を満たした介護事業者を承認し、承認された事業者(以下「対象事業者」という。)に対して、介護職員(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)等に規定する訪問介護員等(サービス提供責任者含む。)、介護職員(介護職員とみなして差し支えないこととされている者を含む。)、(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第63条第4項の者及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第4項の者を除く。))及び指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者をいう。以下同じ。)の賃金改善に充当するための交付金(以下「交付金」という。)を支給すること等により、介護職員の処遇改善を図る。

2 交付金の仕組みと事業年度

一 交付金の仕組み

介護職員処遇改善交付金は、介護サービス提供に係る介護報酬に一定の率を乗じて得た額を、毎月の介護報酬と併せて概算交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき精算することとしている。

二 事業年度

交付金事業の年度区分は、当該年の5月から翌年の4月支払い分まで(12か月間)とし、その交付金の概算交付額の根拠となる介護サービスは、原則として、当該年の3月から翌年2月までに提供された介護サービスとなる。

ただし、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

(平成21年度の場合)

平成21年12月から平成22年4月の交付金支払い分まで(5か月間)

(原則として、平成21年10月から平成22年2月までに提供された介護サービス分)

(平成24年度の場合)

平成24年5月の交付金支払い分(1か月間)

(原則として、平成24年3月に提供された介護サービス分)

ただし、平成24年度については、介護報酬の月遅れ請求があった場合、当

該請求に係る交付金の支給を最大2か月間対応することとし、平成24年6月及び7月の交付金支払い分も含めることとする。

3 交付金の支給要件

交付金を受けようとする事業者は、以下の支給要件を満たさなければならない。

- 一 平成21年10月から平成24年3月の間、**別紙1**の表1に掲げる介護サービスを提供する見込みがある。
- 二 4に定める計算式により算出された交付金見込額を上回る賃金改善（平成20年10月から翌年3月までの期間における介護職員の賃金に対する改善をいう。以下同じ。）が見込まれた計画を策定している。
- 三 賃金改善の実施期間及び方法等並びに賃金改善以外の処遇改善の内容を記載した**別紙様式2**の介護職員処遇改善計画書を作成し、事業者の職員に対して当該計画書の内容についての周知を行った上で、都道府県あて提出している。

四 労働保険に加入している。

平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課すること（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等）のほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、交付金の額を減額することを予定している。

4 交付金見込額の計算

交付金見込額については、次の計算による。

介護報酬総額（1）×交付率（2）（一円未満の端数切り捨て）

1 介護報酬総額（介護サービスの総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額をいう。平成21年9月サービス分以前の過誤調整分は含まない。以下同じ。）は、当該事業年度における交付金の概算交付額の根拠となる介護サービスの提供に係る見込額の総額を用いる。

2 交付率については、**別紙1**の表1に定める率を用いる。

（補足事項）

1については、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

交付金見込額は、都道府県ごとに計算するものとし、別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を複数の介護サービスを提供する事業所において一括作成する場合の交付金見込額の計算については、**別紙1**の表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された額（一円未満の端数切り捨て）を合算すること。

5 交付金の額

次の各号の額を比較していずれか少ない方の額とする。

- 一 事業者の申請に係る介護報酬総額に、**別紙 1**のサービス区分ごとに定める交付率を乗じて得た額（1 円未満の端数切り捨て）
- 二 実際に介護職員の賃金改善に充てられた経費（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額及び交付金を原資として他都道府県の事業所又は施設（以下「事業所等」という。）（同一法人の事業所等に限る。）の介護職員の賃金改善に充当した額を含み、他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が概算交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善に充当した額を含まない。）の実支出額の合計額

6 対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。

- 一 交付金を介護職員の賃金改善に要する費用（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）以外の費用に充ててはならない。
- 二 交付金の趣旨に鑑み、交付金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。
- 三 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、精算の結果、過払いが発生した場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。
- 四 この交付金に係る支出と実際に介護職員の賃金改善に充てたことがわかる書類を作成し、これを実績報告後、5 年間保管しなければならない。
- 五 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）を遵守しなければならない。

7 交付金の支給停止等

都道府県は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じること又は期間を定めて交付金の支給停止を行うことができる。

- 一 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- 二 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合

8 介護職員処遇改善計画書の作成

交付金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ**別紙様式 2**の介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第 8 9 条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険料等の納入証明書、労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。

一 賃金改善の方法

ア 交付金見込額

4により算定された額

イ 賃金改善見込額

各事業者において当該事業年度における賃金改善に要する見込み額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額でありアの額を上回る額

ウ 賃金改善を行う給与の項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

エ 交付金による賃金改善実施期間

賃金改善実施期間は、事業者の選択により定めるものとし、当該年3月から翌年5月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間（その始期は概算交付の根拠となる介護サービス提供月以降であり、その終期は、事業年度における最終交付金の支払い月の翌月とする。以下同じ。）とする。

また、当該期間が事業年度間で重複してはならない。

なお、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

（平成21年度）

事業者の選択により、平成21年10月から平成22年5月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間

（平成24年度）

事業者の選択により、平成24年3月から6月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の期間

オ 賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

二 賃金改善以外の処遇改善事項

平成21年4月の介護報酬改定を踏まえて実施した（実施予定を含む。）処遇改善（賃金改善を除く。）について記載すること。

介護職員処遇改善計画書の作成は、必ずしも事業所等ごとの作成ではなく、事業者（法人）が一括で作成しても差し支えない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能とする。さらに、都道府県をまたがる事業者（法人）についても、一貫した処遇改善を可能とするため事業者単位での作成となるが、交付額の算定及び精算等を行うため、これらに関連した記載事項については、都道府県単位での記載が必要となる。

なお、複数の事業所の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合には、当該計画書に記載された計画の対象となる事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

9 交付金の対象事業者としての承認申請

交付金を受けようとする事業者は、**別紙様式3**の承認申請書に、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」という。）を添えて、事業所等）ごとに承認申請を行う。

ただし、介護職員処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合など、事業所等ごとの申請が実態にそぐわないときには、**別紙様式4**の承認申請書により、一括して取り扱っても差し支えない。

また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られなかった事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。

10 変更の届出

対象事業者は、承認申請時に提出した申請書及び計画書等に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- 一 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、

当該事実発生までの交付金の使用実績及び残額並びに承継

後の交付金の取扱いに関する内容

- 二 **別紙様式4**により申請を行う事業者において、当該申請に係る事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は

当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別

- 三 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

11 交付金の実績報告

対象事業者は、各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた**別紙様式5**の介護職員処遇改善実績報告書を提出することとする。その際、概算の交付額を精算した結果、実際に賃金改善に要した費用（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）に充当した交付金の総額が助成を受けた交付金の総額を下回る場合には、当該差額を返還する。

- 一 交付金の受給総額
- 二 交付金による賃金改善実施期間
- 三 第二号の期間における次の事項
 - ア 介護職員常勤換算数の総数
 - イ 介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 介護職員一人当たり賃金月額
- 四 実施した賃金改善の方法

「基本給を全職員平均で〇〇円改善した」等、具体的に記載する。

五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）

当該金額の記載に当たっては積算内訳を添付する。当該内訳については、6の第四号の書類を添付することで差し支えないものとし、また、計算に当たっては、対象事業者の賃金改善方法等に応じた適切な方法による

。

六 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）の介護職員の賃金改善の原資とした額

七 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が概算交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善の原資として充当した額

八 賃金改善所要額

次の計算式により算出された額

第五号の額 + 第六号の額 - 第七号の額

九 賃金改善に使用しなかった交付金の総額（都道府県への返還額）

当該金額は、第一号の額から第八号の額を減じた額が一円以上の場合に記載すること。

十 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）

第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

12 その他

対象事業者は、上記の他、以下の点に留意すること。

一 本交付金は、毎月、介護報酬総額が確定した段階で概算交付される。

二 交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国保連へ送付した請求情報に基づくこととなる。

三 複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、実績報告においても複数の事業所単位又は事業者単位での精算となる。

四 実施主体が交付金の支払いを国保連等に委託している場合には、委託先である国保連等から交付金が支払われる。

別紙 1

表 1 交付金対象サービス

サービス区分	交付率
・（介護予防）訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4 . 0 %
・（介護予防）訪問入浴介護	1 . 8 %
・（介護予防）通所介護	1 . 9 %
・（介護予防）通所リハビリテーション	1 . 7 %
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3 . 0 %
・（介護予防）認知症対応型通所介護	2 . 9 %
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	4 . 2 %
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	3 . 9 %
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・（介護予防）短期入所生活介護	2 . 5 %
・介護保健施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	1 . 5 %
・介護療養施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））	1 . 1 %

表 2 交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	0 %

介護保険事業所番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

事業者・開設者	フリガナ			
	名 称			
主たる事務所の 所在地	〒 都・道 府・県			
	電話番号		FAX番号	
事業所等の名称	フリガナ			提供する サービス
	名 称			
事業所の所在地	〒 都・道 府・県			
	電話番号		FAX番号	
事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。				

[illegible]

	全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。)
(任意記載事項)平成20年10月～平成21年3月までの状況について記載されたい。	
介護職員賃金総額 (月額平均)	円 一人当たり介護職員 賃金額(月額平均)円

賃金改善以外の処遇改善について

平成21年4月以降に実施した(又は実施予定の)事項について必ず1つ以上に○をつけること。	
処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備・非正規職員から正規職員への転換・短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の要件の明確化・休暇制度、労働時間等の改善・職員の増員による業務負担の軽減 その他()
教育・研修	人材育成環境の整備・資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他()
職場環境	出産、子育て支援の強化・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成・介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康管理面の強化・職員休憩室、喫煙スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実・業務省力化対策 その他()
その他	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)
(代表者名) 印

別紙様式2(添付書類1)

介護職員処遇改善計画書(都道府県内事業所等一覧表)

法人名	

[illegible]

介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法 人 名	
-------	--

都道府県	他都道府県事業所の介護職員の賃金改善の原資として充当する 見込額（別紙様式 2 の(1) イに相当する額を記載すること。）	他都道府県の事業所等が概算交付を受けた交付金を原資として改善 する見込額（別紙様式 2 の(1) ウに相当する額を記載すること。）
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円

宮 崎 県	円	円
鹿児島県	円	円
沖 縄 県	円	円
全 国 計	円	円

平成●年●月●日

都道府県知事 ● ● ● ● 殿

(法人名)

(代表者)

印

平成●●年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書
(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定の申請書)

介護サービス事業所「 ● ● ● ● ● 」(介護保険事業所番号) (サービス名) に
係る介護職員処遇改善交付金の対象事業者としての承認(兼介護職員処遇改善交付金
の支給決定) がなされるよう、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な
書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・ 介護職員処遇改善計画書 (別紙様式 2)
- ・ その他必要な書類 (就業規則、給与規程、労働保険料等の納入証明書等)

なお、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の趣旨を理解し、以下の留意事項に
ついて、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・ 本交付金は、毎月、介護報酬請求をもって、介護報酬総額が確定した段階で概算交
付されるものである。
- ・ 交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国民健康保険
団体連合会へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・ 都道府県が国民健康保険団体連合会等へ交付金の支払いを委託している場合には、
委託先から交付金が支払われるものである。

平成●年●月●日

都道府県知事 ● ● ● ● 殿

(法人名)

(代表者)

印

平成●●年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書
(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定の申請書)

別表の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善交付金の対象事業者としての承認(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定) がなされるよう、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・ 介護職員処遇改善計画書(別紙様式 2)
- ・ その他必要な書類(就業規則、給与規程、労働保険料等の納入証明書等)

なお、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・ 本交付金は、毎月、介護報酬請求をもって、介護報酬総額が確定した段階で概算交付されるものである。
- ・ 交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国民健康保険団体連合会へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・ 複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、実績報告においても複数の事業所単位又は事業者単位での精算となる。
- ・ 都道府県が国民健康保険団体連合会等へ交付金の支払いを委託している場合には、委託先から交付金が支払われるものである。

介護職員処遇改善実績報告書(平成 年度)

都道府県知事 殿

	平成 年度分交付金受給総額	
	交付金による賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	介護職員常勤換算数(の期間の総数)	
	介護職員に支給した賃金額(の期間の総数)	円
	介護職員一人当たり賃金月額(÷)	円
	の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について 具体的に記載すること)	
	に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	
	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善 の原資として充当した額	
	のうち、他都道府県の事業所等が概算交付 を受けた交付金を原資として改善した額	
	賃金改善所要額(+ -)	
	交付金余剰額(返還額)(-)	

介護職員一人当たり賃金改善月額(÷)

については、別紙 1 により内訳を添付すること。

については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)

又は について該当がある場合は、別紙様式 5 (添付資料 2) を添付すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日 (法 人 名)

(代表者名)

印

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県内事業所等一覧表)

法 人 名	
-------	--

[illegible]

			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

ページ数	総ページ数
/	

別紙様式 5 (添付書類 2)

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法 人 名	
-------	--

都道府県	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額（別紙様式5の に相当する額を記載すること）	他都道府県の事業所等が概算交付を受けた交付金を原資として改善した額（別紙様式5の に相当する額を記載すること）
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	円	円

本様式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。

○ 賃金改善の方法等について

（問１）厚生労働省の説明資料や報道等において、「１５，０００円」という金額が出てきているが、１５，０００円を上回る賃金改善計画を策定しなければ本交付金による助成を受けられないのか。

また、実際の賃金改善額が、賃金改善計画における改善見込額を下回った場合についてはどのような取り扱いとなるのか。

（答）

１５，０００円については、あくまでも交付率を決定するために用いた指標であり、事業の規模や職員体制によっては、すべての事業者介護職員一人当たり月額１５，０００円の助成が行われるわけではない。

また、例えば次のような場合においては、結果として実際の賃金改善額が賃金改善計画における改善見込額を下回ることも想定されることから、交付金の受給総額から当該賃金改善にかかった費用の差額を年度ごとに都道府県に返還することで足りるものとする。

- ・ 組織における職員構成、介護給付収入の変動等により、計画の実行が困難となった場合。
- ・ 当初の見込み通りに介護職員の増加を図れなかった場合。
- ・ 当初計画を下回る改善について労使の合意が得られた場合。
- ・ その他適当と認められる事由

（問２）交付金の交付見込額（月額）を上回る賃金改善計画を策定することとされているが、どの程度の水準を上回ればよいのか。

（答）

「上回る」について具体的な数値要件を定めることはないので、適切な設定をされたい。

なお、１年目については、選択的な処遇改善要件として、平成 21 年度介護報酬改定を踏まえた賃金改善以外の処遇改善事項（例：正規職員への転換、勤務シフトの改善、教育・研修の充実、子育て支援や腰痛対策の実施等）をチェックすることを要件とし、平成 22 年度以降は、平成 21 年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善について定量的な要件を課すこと（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと）のほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は減額することを予定している。

（問３）介護職員の賃金改善見込額について、どのように計算をすればよいのか。

（答）

申請書作成段階における介護職員の給与水準や、事業の規模等を勘案し、各事業者において見込む賃金改善の金額を推計されたい。なお、実際の賃金改善額については実績報告の段階で確認することとしており、計画の策定時点において当該見込額の積算内訳を求めることはないが、実現可能性のある金額を設定すること。

（問４）介護給付の収入が処遇改善計画時を大きく上回った結果、実際に受給した交付金の額が当初の賃金改善計画作成時の見込み額を上回ったことにより、交付金による当初の賃金改善計画を上回る額の改善が可能となった場合、当該上回った額への交付金の充当は可能か。

（答）

交付金受給額の範囲内において、介護職員の賃金改善を行う場合、交付金の充当は可能である。

（例）交付金見込額（月額）１５０，０００円

交付金受給額（月額）１６５，０００円（見込額＋１５，０００円）

常勤換算職員数 10.0、賃金改善見込額が 15,500 円としていた場合

⇒16,500 円以上の改善を行った場合、交付金の返還の必要はないものとする。

（問５）全職員一律に交付金を分配する必要があるのか。例えば、全常勤職員の賃金改善額は同額又は同水準でなければならないのか。

（答）

賃金改善見込額等は処遇改善計画書の作成単位全体の平均で見ることとしており、全職員同額の賃金引き上げは行う必要はない。

（問６）定期昇給の実施も賃金改善と認められるのか。

（答）

賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等があるが、賃金が改善するのであれば問わない。

（問７）賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲について。

（答）

賃金改善額には次の額を含むものとする。

・法定福利費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出

- ・ 法人事業税における本交付金による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分

また、退職手当共済制度等における掛金等は含まない。

(答)

(答)

- ① 月数は交付金支給月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、交付金支給終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。

	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	H22.4	H22.5
サービス提供月								
交付金支給月								
賃金改善実施期間 次の4パターンのうち、 一つを選択する。								

- 3 -

(答)

もともと業績等に応じて変動することとされている給与（賞与等）については、業績悪化等により引き下げ等を行うことを妨げてはいない。

ただし、業績悪化等で、業績等に応じて変動することが想定されない給与を引き下げた場合等については、実施要領の 11 に定めるところによる。

(問 11) 職員への周知はどのように行うのか。

(答)

職員への周知については、介護職員処遇改善計画書を用いることとする。

当該計画書には、交付金見込額と賃金改善見込額及び賃金改善の方法等について、事業所の職員に周知するとともに、できるだけ介護職員 1 人当たりの賃金改善見込み額を盛り込むこととしている。

具体的な周知の方法については、例えば、当該計画書を全事業所に掲示することや全従業者に通知すること等が考えられるが、各法人において適切な方法を選択されたい。また当該計画書に加え、必要な資料を併せて周知することも可能である。

なお、交付金事業の経済危機対策としての趣旨にかんがみ、この交付金について速やかに職員に周知するとともに、処遇改善計画の内容や賃金改善の見込み額についても周知されたい。

○ 対象者等について

(問 12) 介護職員の定義如何。介護職員以外の職種は対象とならないのか。

(答)

介護職員が対象であり、他の職種は対象とならない。

介護職員以外の職種の処遇改善については、介護報酬改定等を活用し対応されたい。

(問 13) 病院と併設している介護療養病床の介護職員の取り扱い如何。

(答)

資格や専任・兼任の別、勤務日数等にかかわらず、交付金の対象期間中に、介護療養病床の介護職員として勤務すれば、交付金の対象とすることができる。

(問 14) 介護職員が足りず、看護職員の余剰分を、人員基準の介護職員としている場合でも交付金の対象となるのか。

(答)

人員配置基準を満たした上で、看護職員が、介護業務に従事している場合は、交付金の対象となる。

(問 15) 介護職員が派遣労働者の場合でも交付金の対象となるのか。

(答)

介護職員であれば派遣労働者であっても本交付金の対象とすることは可能であり、派遣元と相談の上、交付金を派遣料金の値上げ分等に充てることは可能である。この場合においては、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとする。

(問 16) 外部サービス利用型特定施設における委託サービスの介護職員の取り扱い如何。

(答)

外部サービス利用型の施設の交付金については、委託費の上乗せに充てても良い。その場合は、委託元の計画書・実績報告書において、委託費の上乗せに充てたことを明示するとともに、委託先の事業所は、委託元から支払われた上乗せ分を含めた計画書・実績報告書を作成すること。

(問 17) 基準該当サービス事業所は、本交付金の支給対象となりうるのか。

(答)

基準該当サービス事業所については、各都道府県の実情に応じて、交付金の対象とすることができる。

対象とされた場合には、指定介護サービス事業所と同様に、処遇改善計画を作成の上、交付金対象事業所の承認の申請を行う。

なお、基準該当サービス事業所への交付金の支払いは、通常の介護サービスの費用の支払いに準じ、国保連等から支払われることとなる。

(問 18) 新規指定の事業者は、本交付金を受けられないのか。

(答)

新規指定事業者についても、本交付金の助成対象である。この場合において、処遇改善計画書における賃金改善額については、賃金のうち交付金を充当する部分を明確にすることとする。方法については、就業規則等に明記する、雇用契約書に記載する等が考えられる。

(問 19) 新規に増員した介護職員の賃金改善額については、どのように取り扱うのか。

(答)

当該者の賃金のうち交付金を充当する部分を明確にすることとする。

(問 20) 雇用する職員の員数や、個別の職員の入れ替わりにより、職員構成に変更があった場合の賃金改善額の考え方について。

(答)

この場合の賃金改善額については、「比較対象年度である平成 20 年度に適用されていた賃金算定ルールを当該年度に勤務している介護職員に適用した場合の賃金総額」と「当該年度に受給した交付金の総額」の合計額を、「実際に当該年度に支給した賃金総額」が上回っていればよいという考え方となる。

こうした考え方により、実際の賃金改善額の計算については、個々の事業者の実態に応じた適切な方法で行われたい。

例えば、手当を新設した場合や昇給額が計算できる場合等、賃金改善の方法によって明確に賃金改善額が区分できる場合は、当該改善額の総額が、交付金の総額を上回っていればよい。

今後都道府県へ送付する資料について

別紙

交付要綱(7月1日付け発出済み)

「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金」
(厚生労働省発老0701第20号)

(記載事項)

- ・交付額の配分方法
- ・交付金の申請様式(都道府県申請用)
- ・交付の条件 等

基金管理運営要領(今月中に発出予定)

「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金
の運営について(仮称)」(老発 号)

(記載事項)

- ・基金事業(管理方法等)
- ・事業の内容(実施主体、補助額、対象経費等) 等

国保連との委託契約関係 (今月中に発出予定)

「委託契約書例(仮称)」(事務連絡)

(記載事項)

- ・委託単価
- ・委託業務の内容
- ・各種様式(国保連 ↔ 都道府県) 等

別添・事業実施要領(今回案として発出)

「介護職員処遇改善交付金事業実施要領(仮称)」
(記載事項)

- ・事業年度
- ・事業者の支給要件
- ・交付金の申請書・計画書様式(事業者申請用) 等